

善通寺市学校等再編整備検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 善通寺市立小学校、中学校、幼稚園及び保育所（以下「学校等」という。）の再編を計画するに当たり、幅広い見地から検討するため、善通寺市学校等再編整備検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議するものとする。

- (1) 善通寺市立就学前施設の再編整備に係る具体的な方策に関すること。
- (2) 善通寺市立小学校・中学校の再編整備に係る具体的な方策に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 学校等の校長、園長及び所長の代表者
- (3) 保護者の代表者
- (4) 住民の代表者
- (5) 市議会議員の代表者
- (6) 教育委員会委員の代表者
- (7) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、第2条に規定する所掌事項を完了するまでとする。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に会長及び副会長各1名を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴き、又は委員以外の者から資料の提出を求めることができる。

(報告)

第8条 会長は、会議の結果を市長に報告するものとする。

(秘密の保持)

第9条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、教育委員会教育総務課において処理する。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和6年10月1日から施行する。